

令和7年度信託研究奨励金応募要領

一般社団法人 信託協会

1. 目的

わが国における信託制度の一層の発展を期するため、広く信託について研究しまたは研究しようとする方がたに奨励金を贈呈し、信託研究の振興を図ることを目的としています。

2. 応募資格

信託に関する法律学的または経済学的研究を行う個人または共同研究グループ（これから研究に従事しようとする場合を含みます。）とし、次のとおり類別します。

第1類 大学の教授、准教授、講師もしくは各種研究機関の研究員等で研究歴等においてこれらに準ずる方またはこれらの方がたが構成する共同研究グループ

第2類 大学の助教、大学院に在学中の方もしくは各種研究機関の研究員等で研究歴等においてこれらに準ずる方またはこれらの方がたが構成する共同研究グループ

第3類 指導教授のもとに大学の助教または大学院もしくは大学学部¹に在学中の方がたが構成する共同研究グループ（ただし、大学学部¹に在学中の者のみが構成する共同研究グループを除く。）

3. 贈呈金の総額および1件あたりの贈呈金額

本年度において贈呈する奨励金の総額は、1,500万円以内です。

新規研究に対する贈呈金額については、第1類および第2類は50万円、第3類は30万円を標準額として、研究内容および応募者の将来性等を総合的に考慮

して決定します。なお、個人が研究を単独で行い、かつ、その年齢が本年4月1日時点で45歳以下である場合、研究計画にみられる将来性が積極的に評価されます。個人については上限100万円、共同研究グループについては上限110万円とします。

研究テーマは信託に関するものであれば自由です。課題研究も設けており、テーマについては、別紙をご覧ください。自由研究と課題研究は、同じ基準により審査されます。

奨励金の用途は、申請された研究等のために必要な費用に限定しており、所属機関による間接経費（いわゆるオーバーヘッド）は対象外とします。

4. 研究期間

研究期間は、令和8年2月から2年以内（令和10年1月末まで）とします。ただし、予定研究期間の半分を経過した時点で、研究期間を延長することについて正当な事由があると選考委員会で認められた場合には、1年を限度として研究期間を延長することができます。

5. 提出書類

応募書類様式を、当協会ホームページ (https://www.shintaku-kyokai.or.jp/profile/business/research/dl_paper.html) からダウンロードし、次に掲げる所定の書類を日本語で記入のうえ、原則として電子メールで提出 (shoureikin@shintaku-kyokai.or.jp) してください。

(1) 信託研究奨励金の受給を申請される方（過去受給された方も新たな研究を行う場合には申請可能です。）

- ① 信託研究奨励金受給申請書
- ② 研究計画説明書
- ③ 経歴書
- ④ 論文（1本）※外国語でも可

未発表のものでも既発表のものでも差支えありません。論文には日本語の論文要旨（4,000字以内）を添付してください。

- ⑤ 推薦書

適当な推薦者がいない場合は、省略しても構いません。

(注) 第1類および第2類の共同研究の場合、共同研究者の経歴書、論文も併せて提出してください。第3類の共同研究の場合、経歴書、論文および推薦書自体の提出は必要ありません。

(2) 現に信託研究奨励金を受けて研究している方で追加受給を申請される方

- ① 信託研究奨励金追加受給申請書
- ② 進捗状況報告書（8. 受贈者の義務等（1）の書類を指します）

6. 応募締切日

令和7年9月30日（火）（消印有効）

7. 贈呈の決定、通知および公表等

贈呈の決定は、信託研究奨励金選考委員会の審査を経て当協会理事会が行い、その結果を令和7年12月末までに申請者（共同研究の場合はグループ代表者）に書面または電子メールにより通知します。また、ニュースリリースの実施、会報「信託」、当協会ウェブサイトへの掲載等により、贈呈対象者の氏名、所属・役職名、研究テーマについて公表します。

奨励金贈呈式は、令和8年1月下旬に当協会所在地において開催する予定です。

8. 受贈者の義務等

- (1) 研究の進捗状況を記載した進捗状況報告書を毎年8月末までに提出していただきます。
- (2) 研究期間終了後3カ月以内に研究成果論文（日本語で1万字から3万字程度）を提出していただきます。ただし、第3類の受贈者の場合は、研究成果論文に代えて指導教授が研究結果報告書を提出することでも差支えありません。なお、提出された研究成果論文は、原則として「信託研究奨励金論集」に収録するほか、信託協会ウェブサイトに掲載いたします。
- (3) 贈呈の決定を受けた場合には、研究成果論文を提出することを遵守する旨の誓約書を提出していただきます。
- (4) 受贈者が遵守すべき義務の履行を怠ったときは、選考委員会の同意を得て奨励金の返還を求めることがあります。

9. 研究成果論文

提出された研究成果論文は、原則として「信託研究奨励金論集」に収録するほか、当協会ウェブサイトに掲載いたします。

成果論文について、受贈者が希望される場合、当協会が実施する信託オープンセミナー等での講演の機会を検討します。受贈者が講演した場合には、別途所定の謝金をお支払いします。

10. 選考委員

(委員長)	能見善久氏	[東京大学名誉教授]
	伊藤元重氏	[東京大学名誉教授]
	沖野眞巳氏	[東京大学教授]
	神田秀樹氏	[東京大学名誉教授]
	木南敦氏	[京都大学名誉教授] [京都大学特任教授]
	柳川範之氏	[東京大学教授]
	吉野直行氏	[慶應義塾大学名誉教授] [東京都立大学特任教授]

(五十音順)

申請書申込・申請書提出先

一般社団法人 信託協会

調査部（信託研究奨励金係）

〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-2-1 岸本ビル1階

電話（03）6206-3987（ダイヤルイン）

※信託研究奨励金の申請書は、当協会ウェブサイトから
申込みください。

[https://www.shintaku-kyokai.or.jp/profile/
business/research.html#promotionbusiness](https://www.shintaku-kyokai.or.jp/profile/business/research.html#promotionbusiness)



令和7年度信託研究奨励金の課題研究テーマについて

令和7年度の課題研究テーマは次のとおりです。

- 社会課題の解決に資する信託の活用
- 信託制度の経済効果に関する研究
- デジタル・イノベーションと信託の活用
- 信託の基礎法理・判例に関する研究
- 海外における信託関連の金融規制の動向について
- 海外における、他人財産を管理運用する者に課せられる義務に関する研究(※)
- 受益権を複層化した場合の課税のあり方
- 海外における信託制度と課税の方法について
- 民事信託における課題とその解決策

(※)特に欧州諸国、カナダ、オーストラリアのいずれか、または複数の国に関する研究

研究テーマは、信託に関する自由研究と課題研究があり、上記課題研究テーマに限られるものではありません。

なお、過去の研究テーマについては、信託協会のウェブサイトをご覧ください。

<https://www.shintaku-kyokai.or.jp/profile/business/research/presentation.html>

